

川越市飲み残り回収ボックス設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光客のマナー向上を図り、もって清潔で魅力ある観光地を形成することを目的として、プラスチック容器等の残液を適切に回収するためのボックスを設置する商店街等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 商店街等 市内で営業する商業者を中心に組織された事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づくものをいう。）、商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づくものをいう。）及びおおむね10店舗以上の構成員を有し、規約等の定めがある団体（これらの団体の連合体として規約の定めがあるものを含む。）をいう。
- (2) 飲み残り回収ボックス プラスチックカップ、ペットボトル、缶その他の飲料容器内の残液を適切に回収し、環境美化及びまちなかへのポイ捨て防止を図るための設備をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、プラスチック容器等の残液を適切に回収するためのボックスの設置に係る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) この補助金の交付決定以前に着手している事業
- (2) 国、県又は市が実施する他の補助制度の適用を受ける事業

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、別表に掲げる地域において、飲み残し回収ボックスの設置が必要であると認められる商店街等又は事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当する事業者は、補助対象事業者から除くものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

(1) 飲み残し回収ボックス本体

(2) 設置に必要な附帯設備

(3) 設置工事に要する費用

2 補助対象経費に係る消費税額については、補助対象としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助限度額は33万円とする。この場合において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前項の申請書を令和8年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 補助対象事業に関する収支内訳書

(3) 補助対象経費の見積書の写し

(4) 補助対象事業実施前の状況が分かる写真

(5) その他市長が必要と認めるもの

4 規則第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

5 規則第4条の申請をするに当たって、補助対象事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 規則第7条第1項の交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定により市長の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で、市長に報告しなければならない。

（補助事業計画の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後に、第7条の申請に係る事業の内容の変更又は補助金申請額の減額をしようとするときは、あらかじめ川越市飲み残し回収ボックス設置補助金事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の変更内容が軽微かつ変更を生じる金額が当該申請額の20パーセント以内である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、川越市飲み残し回収ボックス設置補助金事業計画変更承認決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の様式）

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象事業に関する収支決算書

- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) 補助対象事業実施後の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの
(実績報告書の提出期限)

第 1 2 条 実績報告書の提出時期は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日とする。

- (1) 補助対象事業が完了した日から起算して 3 0 日以内
- (2) 令和 9 年 1 月 8 日
(交付額確定通知書の様式)

第 1 3 条 規則第 1 4 条第 1 項の規定による通知は、様式第 6 号により行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けた時は、確定した補助金額の請求書を市長に提出しなければならない。
(財産処分の制限等)

第 1 4 条 補助事業者は、補助対象事業により設置した飲み残り回収ボックスを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、前項の飲み残り回収ボックスを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、市長に対して財産処分承認申請書（様式第 7 号）を提出しなければならない。
(交付決定の取消し)

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する申請書の提出により事業の中止又は廃止の承認があったとき
- (2) 規則第 1 6 条の規定に該当したとき

(3) この要綱の規定に違反したとき

- 2 前項に規定する交付決定の取消しは、川越市飲み残し回収ボックス設置補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、川越市飲み残し回収ボックス設置補助金返還命令書（様式第9号）により、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第17条 規則第19条の規定により、市長がこの要綱に基づく補助金の交付に関して報告を求め、又は補助金の交付に関する帳簿、書類等を調査する場合は、補助事業者は、これに協力しなければならない。

（書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の規定により決定した補助金の交付を受けた補助事業者については、第14条、第17条及び第18条の規定は、前項の規定によりこの要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第 4 条関係）

地域	元町 1 丁目、元町 2 丁目、幸町、仲町、連雀町、松江町 1 丁目、 松江町 2 丁目、喜多町、宮下町 1 丁目、六軒町 2 丁目、大手町、 末広町 1 丁目、末広町 2 丁目、郭町 1 丁目、中原町 1 丁目、新 富町 1 丁目、三久保町
----	--

様式第 1 号（第 7 条関係）

川越市飲み残り回収ボックス設置補助金交付申請書

年 月 日

（提出先）川 越 市 長

住 所
名 称
代表者
連絡先

川越市補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、下記のとおり川越市飲み残り回収ボックス設置補助金の交付を申請します。

記

補助対象事業の 目的及び内容	
補助対象経費	円
補 助 金 交付申請額	円
補助対象事業の 計画	事業開始予定日 年 月 日 事業完了予定日 年 月 日
添付書類	① 事業計画書 ② 補助対象事業に関する収支内訳書 ③ 補助対象経費の見積書の写し ④ 補助対象事業実施前の状況が分かる写真 ⑤ その他市長が必要と認めるもの

(様式第 1 号 別紙)

事業計画書

1. 申請者の概要

名称	
所在地	

2. 導入計画

導入する地域及び場所	
導入する飲み残り回収 ボックスの規格等	
補助対象事業の効果	
備考	

様式第 2 号（第 8 条関係）

川越市飲み残り回収ボックス設置補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付けで申請のありました川越市飲み残り回収ボックス設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 支払方法 精算払い

3 交付条件

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業により取得した財産は、川越市飲み残り回収ボックス設置補助金交付要綱第 14 条第 2 項に規定する期間これを補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することのないよう、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (3) 補助対象事業により取得した財産を(2)に規定する期間内に補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

川越市飲み残し回収ボックス設置補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日

（提出先）川 越 市 長

住 所
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた川越市飲み残し回収ボックス設置事業について、事業内容の変更が生じたので、川越市飲み残し回収ボックス設置補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備 考		

※事業内容の変更について、その内容がわかる書類を添付すること。

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

川越市飲み残り回収ボックス設置補助金事業計画変更承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付けで申請のありました川越市飲み残り回収ボックス設置補助金に係る事業の変更については、下記のとおり承認したので川越市飲み残り回収ボックス設置補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更内容	変更前	既交付決定額： _____ 円
	変更後	変更交付決定額： _____ 円
条 件		

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

川越市飲み残し回収ボックス設置補助金事業実績報告書

年 月 日

（提出先）川 越 市 長

住所
名称
代表者
連絡先

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

補 助 金 交付決定額	金 _____ 円
補助事業の 実施 期 間	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
添 付 書 類	① 補助対象事業に関する収支決算書 ② 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し ③ 補助対象事業実施後の状況が分かる写真 ④ その他市長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 1 3 条関係）

川越市飲み残し回収ボックス設置補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付け 第 号で決定した補助金については、下記のとおり確定したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 金 _____ 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 交付の条件 補助対象事業の実施に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管すること。

財産処分承認申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住所
名称
代表者

川越市飲み残り回収ボックス設置補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 補助事業等の名称

- ## 2. 財産処分の内容

☐ 目的外使用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 廃棄
☐ 貸し付け ☐ 担保

- ### 3. 経緯及び処分理由

- #### 4. 取得財産の概要

- (1) 取得年月日
- (2) 取得価格 円 (税抜き)
- (3) 時価 円 (税抜き)
- ※ 時価又は、残存簿価相当額等のいずれか高い額を記載。

- ## 5. 処分の概要

※ 譲渡、交換、貸し付け、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件を記載。

- (1) 処分しようとする相手方
- (2) 相手方の住所
- (3) 相手方の氏名
- (4) 使用の場所及び目的
- (5) 処分予定年月日

年 月 日

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

川越市飲み残し回収ボックス設置補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、
下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

【交付決定取消理由】

様式第 9 号（第 1 6 条関係）

川越市飲み残し回収ボックス設置補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

川越市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、
下記のとおり返還を命ずる。

記

補 助 年 度	年度
補助金交付決定額	金 円
補助金既交付額	金 円
返還すべき金額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	